

新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関関連の補助金に関するQ & A

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課

令和5年5月26日 第1版

令和5年6月14日 第2版

令和5年10月26日 第3版

【外来対応医療機関確保事業】

No	項目	回答
1	本事業の内容は。	感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナの診療に対応できる体制へ移行していけるよう、外来対応医療機関（※）の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行います。 （※）発熱患者等の診療に対応する医療機関のことで、令和5年5月8日からこれまでの「診療・検査医療機関」から名称を変更したもの。ただし、指定・公表の仕組みについてはこれまでどおり。
2	どのような医療機関が対象になりますか。	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関が対象です。
3	補助金の交付決定後、いつまでに外来対応医療機関の指定を受けなければなりませんか。	事業の趣旨に鑑み、すみやかに「外来対応医療機関指定申請書」を県へ提出してください。なお、申請書の様式等は県及び県医師会HPに掲載しておりますのでご利用ください。
4	結果的に指定を受けなかった場合や、令和5年度中に指定が継続されない場合はどうなりますか。	交付決定の取り消し及び補助金の返還をお願いすることになります。
5	令和5年度中に継続して指定を受けていれば、コロナの診療実績がなくてもよいですか。	診療実績は補助要件となっていません。
6	補助対象となる初度設備等とは、具体的にどのようなものが考えられますか。	以下の経費に限り補助対象となります。 ① 患者案内のための看板の設置料 ② ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ③ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ④ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 ⑤ 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 ※不明な点や判断に迷う場合等は、個別で対応しますのでご相談ください。
7	例③の「軽微な改修等」とは、どの程度までのことをいいますか。	工事費の多寡に関わらず、建物の価値を引き上げるような増築などの工事費（固定資産に計上するもの）は対象となりません。
8	例④の医療機器の購入については、パルスオキシメーターのほかどのようなものが対象になりますか。	外来対応医療機関を新設するために真に必要不可欠な医療機器であれば対象となりますので、交付申請書時において必要な理由、必要数量等について記載のうえ、申請してください。
9	（削除）	
10	すでに外来対応医療機関（診療・検査医療機関）の指定を受けている医療機関も対象になりますか。	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（5月7日までは診療・検査医療機関）の指定を受けた場合は対象となります。なお、この場合の補助対象経費は10月1日以降の申請については令和5年10月1日から令和6年3月31日までに初度設備等の整備に要した経費となります。
11	補助率や補助上限額はどのようになっていますか。	1施設当たり50万円を上限として、補助対象経費の全額（補助率10/10）が補助されます。
12	本補助金と外来対応医療機関設備整備補助金の両方の補助を受けることは可能ですか。	可能です。

【外来対応医療機関確保事業】

No	項目	回答
13	補助対象品で10月1日以降にすでに発注し、見積書がない場合は交付申請書を提出する際どうすればよいのでしょうか。	すでに購入しており、見積書がない場合は納品書、請求書の写しを添付してください。
14	要綱の別表（第4条関係）にある基準額は税込み金額ですか。	そのとおりです。
15	令和5年10月以降に申請した設備は、いつからいつまでに生じた経費が対象になりますか。	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに生じた経費が対象となります。
16	令和5年10月以降に申請し、交付決定を受けた設備は、いつまでに納品する必要がありますか。	令和6年3月31日までに納品する必要があります。

（9月30日までに交付決定を受けた事業等について）

No	項目	回答
1	いつからいつまでに支出した分が補助対象経費となりますか。	令和5年3月10日以降に発注した分から同年9月30日までに納品が完了した分が対象となります。（交付決定前に事業を開始したものについても、3月10日以降に生じた経費であれば、交付対象となります。）
2	令和5年9月末までに申請し、交付決定を受けた設備はいつまでに納品する必要がありますか。	令和5年9月末までに納品する必要があります。
3	令和5年9月末までに申請し、交付決定を受けましたが、納品ができない場合はどうすればよいのでしょうか。	<p>9月末までに納品されない場合の対応パターンを、以下の（1）～（3）とおりに整理しましたので参考にしてください。なお、詳細については令和5年10月26日付け感推第602号「設備整備補助金において9月末までに補助対象事業が完了（納品）できない場合の対応について」をご覧ください。</p> <p>（1）交付決定された設備の一部が9月末までに納品済みであるが、残りの設備が9月末までに納品されない場合で、10月以降も同設備の整備を希望する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遅延理由等を記載した「報告書」を提出してください。 ② 承認後、延長の対象となる設備を整備してください。（承認後の納期は令和6年3月31日） ③ すべての設備が納品後、実績報告書を提出してください。 <p>（2）交付決定された設備の一部が9月末までに納品済みであるが、残りの設備が9月末までに納品されない場合で、当該納品されない設備の整備を中止する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 9月末までに整備された設備のみについて、実績報告書を提出してください。なお、この場合残りの設備の整備は行わないことを実績報告書に明記してください。 <p>（3）交付決定された設備の全部が9月末までに納品されていない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付決定された事業について、県交付要綱第6条第3項第3号による「事業中止（廃止）承認申請書」を提出してください。 ② 承認後、改めて10月以降の日付けで交付申請をしてください。（納期は令和6年3月31日） ③ すべての設備が納品後、実績報告書を提出してください。